

7 介護保険制度の適切な運営

介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを事業者が適切に提供するように促し、その結果として、費用の効率化を図ることが重要です。

第3期（2015（H27）～2017（H29）年度）までは、県介護保険事業支援計画とは別に県介護給付適正化計画を策定していましたが、2018（H30）年以降の計画については、国基本指針に基づき、その内容を本計画に盛り込んで策定します。

県は、次の項目により、介護保険制度の適切な運営について取り組んでいきます。

- (1) 介護サービスの相談体制等の整備
- (2) 介護サービスの情報の公開
- (3) 介護給付の適正化

(1) 介護サービスの相談体制等の整備

現 状

- 住民からの介護保険制度等に関する各種相談については、県、市町村、地域包括支援センター、県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連合会」という。）等の機関がそれぞれ受け付けており、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応しています。
- 介護サービスの利用者を保護するとともに、ケアプランに基づいた質の高いサービスが提供されるよう、利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、中立・公正な立場から適切に解決する取り組みは重要です。
- 保険者である市町村の行った要介護認定等の処分について、被保険者からの審査請求（不服申立て）を取り扱う機関として県に介護保険審査会が設置されています。
- サービス事業者は、学識経験者からなる第三者委員を含めた苦情解決の仕組みを導入し、当事者間の解決を図っています。
- 県は、市町村とともにサービス事業者に対する実地指導を通し、適切なサービスが提供されるよう指導を行っています。
- 県国保連合会は、介護保険制度上、介護サービスについての苦情処理機関として位置づけられており、サービス利用者からの申立てに基づき、サービス提供事業者に対して調査、指導、助言等を行っています。
- また、介護サービスの利用者、事業者、行政機関の橋渡し役となる介護相談員を配置し、利用者の声に対応している市町村もあります。
- 県社会福祉協議会は、社会福祉法第83条の規定により「山形県福祉サービス運営適正化委員会」を設置しています。同委員会は、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決することが、設置目的の一つとなっています。

課 題

- 苦情処理制度については、利用者に対し十分浸透させる必要があります。
- 市町村に寄せられる介護保険サービスに係る苦情・相談等の件数は、近年、20件/年 程度で推移しており、「管理者、従業員の態度」及び「具体的な損害・被害」といった介護サービス提供事業所に対する苦情の相談が多い状況です。
- 県国保連合会に寄せられる介護保険サービスに係る苦情・相談等の件数は、近年、20件/年 程度で推移しており、その内容は、制度内容に関するものが多い状況です。
- 制度が創設された当初に比べ、介護保険への理解が進んだこともあり、苦情・相談件数に大きな増加は見られませんが、制度改正が行われた場合には、問い合わせ等の増加が想定されます。

深化・推進のポイント

- 相談対応の充実
- 適切なサービスの提供に向けた指導推進

施策の推進方向

- 県は、ホームページに引き続き各相談窓口について掲載し、周知を図るとともに、相談者の意向を踏まえながら、必要に応じ、市町村、地域包括支援センター、医療機関等をはじめとした関係機関と連携し、情報を共有のもと、きめ細かく対応します。
- 県は、苦情処理制度について、ホームページによる周知に加え、介護サービス利用者やその家族に対して周知が図られるよう市町村を通じて働きかけます。
- 県は、保険者である市町村に必要な助言を行うとともに、被保険者からの相談に迅速に対応できるよう、市町村や県国保連合会等の関係機関と連携を図ります。
- 県は、介護サービスの質の確保と向上を図るため、市町村と連携した実地指導、集団指導等を実施します。また、重大な不法行為があった場合は、指導監督権限に基づき、迅速に行政上の措置を行います。

■ 近年の介護保険サービスに係る苦情・相談の状況

区分	2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)		2020(R2)		2017(H29) ～2020(R2)	
	市町村	国保連	市町村	国保連	市町村	国保連	市町村	国保連	市町村	国保連
サービスの質	1	1	5	1	2	0	0	3	8	5
管理者、従業者の態度	6	4	5	2	6	2	3	0	20	8
説明・情報の不足	7	10	5	14	1	7	1	2	14	33
具体的な損害・被害	4	2	2	3	5	0	0	1	11	6
利用者負担	0	0	1	0	2	1	0	1	3	2
契約・手続き	0	0	1	1	0	1	0	0	1	2
その他	6	3	3	0	0	2	1	3	10	8
計	24	20	22	21	16	13	5	10	67	64
総計	44		43		29		15		131	

資料：山形県国民健康保険団体連合会「県国民健康保険団体連合会報告」
2020(R2)は、4～12月まで

(2) 介護サービスの情報の公開

現 状

- 2012(H24)年度から、介護サービス利用者の自らの選択を通じてサービスの質が向上することを目的に、介護サービス情報(運営方針、サービス提供時間、職員体制など)の公表が義務化されました。
- 2014(H26)年6月からは、地域包括ケアシステム構築の観点から、地域包括支援センターや生活支援サービスについても公表に努めることとされました。

◆介護サービス情報公表システム 介護事業所・生活関連情報検索

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

- 介護サービスの水準の向上に向け、年に1回、地域密着型サービスのうち認知症対応型共同生活介護については外部評価を、それ以外の地域密着型サービスについては自己評価を義務付けており、自己評価を運営推進会議等に報告した結果がインターネット上で公表されています。

課 題

- 情報公表制度及びシステムの一般的な認知度は十分ではないと考えられます。
- 介護サービスの質の向上のため、情報公表制度を活用し、必要な人材の確保等の取組みを推進することが必要です。

深化・推進のポイント

- 情報公開によるサービスの質の向上

施策の推進方向

- 県は、市町村や地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等の関係機関等の協力を得ながら、制度の周知及び利活用の促進を図ります。
- 県は、サービス利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、介護サービス情報の公表制度、地域密着型サービスの自己評価及び外部評価並びに介護・福祉サービス第三者評価の事業の推進に取り組みます。
- 県は、介護サービス事業所が、介護従事者の確保に向けた取組みの一環として情報公表制度を活用し、離職率、勤務時間等の介護従事者に関する情報の公開に努めることを促進します。

(3) 介護給付の適正化

① 総論

1 介護給付適正化の目的

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通して介護保険制度への信頼を高めて持続可能な制度の構築に資するため、取り組むものです。

2 適正化事業推進の必要性

国ではこれまで4期にわたり、『介護給付適正化計画』に関する指針を示し、都道府県ごとの取組みを促してきており、本県でも、第1～2期については「山形県介護給付適正化方針」を、第3～4期については「山形県介護給付適正化計画」を策定し、県と保険者が一体となり適正化に向けた取組みを進めてきました。今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、高齢者等が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保険者には、保険者機能の一環として自ら積極的に適正化事業に取り組むことが求められています。

また、2017(H29)年に介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を、県介護保険事業支援計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する市町村の取組みへの支援に関する事項を定めることとされ、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、必要な給付を適切に提供するための適正化をさらに推進していくことになっています。

このため、県は、国が示す介護給付適正化の主要5事業「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」を柱とし、保険者が地域の実情を踏まえ効果的と判断し、優先的に実施する事業の推進を支援していきます。

なお、国は指針において、「本来は保険者においてすべての事業を実施することが望ましいが、難しい場合は、費用の適正化の観点から即効的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」、介護保険制度の要である介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」及び介護給付の適正化を進めるうえで効果的と考える事業の3事業を優先的に実施する。」としています。

3 主要5事業の概要

事業	概要
1 要介護認定の適正化	要介護・要支援認定のために、保険者職員等が行う訪問調査及び委託調査に対する点検の実施
2 ケアプランの点検	居宅介護支援事業所等が作成する居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画及び施設サービス計画に係る1表から7表（施設サービス計画は6表）の内容についての、保険者職員による確認及び指導等
3 住宅改修等の点検	
① 住宅改修の点検	住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等
② 福祉用具購入・貸与調査	福祉用具購入・福祉用具貸与に関する必要性の確認等
4 縦覧点検・医療情報との突合	
① 縦覧点検	適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容の確認
② 医療情報との突合	適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認
5 介護給付費通知	介護サービス利用者に対する利用サービスの内容と費用額等の内訳の通知
給付実績の活用 ¹	適正化システムの給付実績を活用した情報提供帳票による請求内容の確認等

深化・推進のポイント

- 介護給付適正化に関する取組み（主要5事業）の着実な推進

4 今期の取組み

県は、保険者における主要5事業の着実な実施に重点を置くとともに、保険者が既に実施している事業については、内容の充実や件数の増加などを促進していきます。具体的には、第7期（2018（H30）年度～2020（R2）年度）の取組状況、課題及び期待される効果等を考慮し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の4事業については、目標を設定し推進します。

また、保険者においても、主要5事業等の着実な実施に向け、その取組内容と目標を定めるものとし、地域の実情や課題を踏まえ、県が設定する取組方針、目標等を勘案した上で、可能な限り具体的な取組内容と目標を設定することを推進します。

¹ 主要5事業ではないが、客観的なデータの確認・分析等により過誤調整や事業者等への指導が期待できることから、国指針において積極的な実施が望まれる取組みとされているもの。

5 県内の進捗状況の管理

県は保険者における主要5事業及び給付実績の活用について、毎年度以下の項目等を確認し、適正化事業の進捗管理を行います。

事業	進捗状況把握のための項目
1 要介護認定の適正化	認定申請件数、保険者自身による訪問調査実施件数、委託による訪問調査実施件数、委託訪問調査に対する保険者の事後点検数、事後点検において追加調査を行った件数とその主な内容、事後点検にて申請を変更・却下した件数とその主な内容、研修会等の開催回数とその内容、業務分析データの活用による特徴と課題の把握・対応策の検討状況 等
2 ケアプランの点検	ケアプラン件数、点検件数、点検方法、対象事業所の選定方法、軽微な指摘や助言の件数、改善指導の件数とその主な内容、改善指導により改善が図られた件数（改善結果を確認した件数）、過誤申立件数とその効果額、適正化システム等の活用とその内容、研修会等の開催回数とその内容 等
3 住宅改修等の点検	
① 住宅改修の点検	改修件数、点検件数と点検方法（施工前・後それぞれ）、うち訪問調査件数、対象ケース選定方法、施工前点検により改善指示・却下をした件数とその主な内容、施行後点検により減額支給・不支給となった件数・額とその主な内容、改善指導により改善が図られた件数（改善結果を確認した件数） 等
② 福祉用具購入・貸与調査	貸与・購入件数、調査件数と調査方法、改善指導の件数とその主な内容、改善指導により改善が図られた件数（改善結果を確認した件数）、適正化システム等の活用とその内容、過誤申立件数とその効果額 等
4 縦覧点検・医療情報との突合	
① 縦覧点検	県国保連合会委託分の過誤申立件数と効果額、保険者独自点検分の活用帳票の種類・点検月数・事業所への照会件数・過誤申立件数・効果額 等
② 医療情報との突合	保険者独自点検分の活用帳票の種類・点検月数・事業所への照会件数・過誤申立件数・効果額、（委託可能となった場合：国保連委託分の過誤申立件数と効果額） 等
5 介護給付費通知	通知方法、通知件数・頻度、通知内容、通知対象者の選定方法、通知をする上での工夫、住民からの問合せ件数とその主な内容、過誤申立件数とその主な内容 等
給付実績の活用	活用帳票の種類、活用頻度、活用内容・目的、過誤申立件数・効果額 等

6 公表・保険者へのフィードバック

県は、適正化事業の内容等について周知するため、ホームページ等により取組みの具体的内容や進捗状況を公表します。また、公表により得られた意見・評価等は随時保険者へフィードバックし、情報共有を図ります。

7 保険者への支援方針

(1) 保険者の規模等状況に応じた適正化の支援

県は、各保険者における適正化事業の取組状況を把握・分析し、特に取組みが低調な保険者に対し、研修会や助言等による支援を行います。

(2) 研修会等の実施方針

県は、各保険者における適正化事業の取組みを支援するため、各種研修会を開催します。

① ケアプランの点検等に関する研修会

ケアプランの点検等については、知識やノウハウの不足を理由として取組みが進まない保険者が多いことから、毎年度、重点項目を設定したうえで、初任者（事務職員等）でも取り組みやすい点検方法、点検にあたっての基礎知識や必要な視点等を習得できる研修会を開催します。

② 適正化システムの実践的研修会

適正化事業を効率的に進めるうえでは適正化システムの活用を図ることが有効ですが、例年、特に各保険者の初任者から、その操作方法や情報の見方がわからないといった意見が多く寄せられることから、県国保連合会と連携し操作方法等に係る研修会を開催します。

③ その他

各種研修会に併せ、保険者に対し、介護給付適正化事業に係る県内外の好事例等の情報を提供します。

(3) 県国保連合会との連携強化

県は、県国保連合会と連携し、保険者の現状やニーズ等について把握し、連携して保険者を支援します。特に、次の取組みについて一層の連携を図ります。

① 適正化事業の委託

現在、県内保険者は、過誤調整等による費用の適正化が見込まれる縦覧点検、及び、医療情報との突合について県国保連合会への委託により実施しているところであり、その他の県国保連合会が対応可能な給付適正化に資する事業等について保険者と県国保連合会との調整を行うなど、必要な支援を行います。

② 研修会の開催（再掲）

県国保連合会と連携し、適正化システム研修会等を開催します。

8 県が実施する適正化事業（一部再掲）

県は、指定権者として介護サービス事業者におけるサービスの質の確保及び向上と給付の適正化を図るため、制度の周知及び指導・監査を実施するとともに、保険者における居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者等の指定・指導事務並びに保険者としての適正化対策の取組みを支援します。

また、保険者が実施する要介護認定の適正化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化といった事業についての取組みを支援します。

(1) 指導監督体制の充実

実地指導にあたっては、対象となる事業者の選定や調査項目の設定において重点事項を定めるなど効率的な実施に努めるとともに、必要に応じて適切に検査が実施できるよう体制を整備します。

(2) 事業者に対する指導・啓発

毎年、県が指定権限を有する介護サービス事業者全てを対象に集団指導を実施し、制度内容及び介護報酬の適切な請求等について周知するとともに、必要に応じて、特定のサービス種別や運営形態の事業者等を対象とした集団指導を実施し、介護サービス事業者の法令遵守の徹底を図ります。

(3) 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

受給者等からの苦情、事業者職員等からの通報情報及び県国保連合会が対応している苦情処理相談の内容を吟味し、保険者と連携し、これらの情報に基づく指導・監査等を実施します。

(4) 保険者に対する支援策

① 保険者に対する事業者指定・指導事務の支援

保険者において、居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者の指定・指導事務が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言を行います。

② 要介護認定の適正化に向けた支援

○ 認定調査員等研修事業の実施

要介護認定に係る必要な知識及び技能等を習得し、適正な要介護認定が実施されるよう「認定調査員研修」、「介護認定審査会委員研修」及び「主治医研修」を実施し、要介護認定に携わる人材の育成を図ります。

○ 保険者に対する技術的助言の実施

厚生労働省の「要介護認定適正化事業」ホームページから提供される業務分析データの活用等により、調査項目データや審査判定データについて、各保険者単位の特別な傾向(偏り)を確認し、特徴と課題の把握を行い、技術的助言を行います。また、各保険者に対して、業務分析データの偏りが、調査項目の選択による偏りか、あるいは地域特性による偏りなのか等理由を明らかにし、分析結果に応じた具体的な検討ができるよう支援します。

○ 介護認定審査会に対する厚生労働省による技術的助言の活用

厚生労働省要介護認定適正化事業における各保険者の介護認定審査会への訪問による技術的助言の機会を活用し、保険者が審査会の認定結果について、より客観的な視点で分析が可能となるよう支援します。

③ 介護支援専門員に対する支援

○ 介護支援専門員の資質向上に役立つ法定研修を実施するために、研修実施機関と有機的な連携を行い、介護支援専門員研修向上会議における検証結果をもとに、研修改善に繋げるPDCAサイクルの確立を目指します。

○ 主任介護支援専門員においては、より質の高いケアマネジメントの実践のため、保健・医療・福祉サービスの連携の実践、介護支援専門員に対する助言指導のための知識及び技術の習得を促します。

○ 介護支援専門員に広く多職種連携の視点と医療的知識の習得を促し、在宅における介護と医療の協同を進めます。

○ 悩みを抱える介護者が、身近な介護支援専門員への相談によって介護離職の抑止につながるよう、介護保険以外の法制度や社会資源の知識を得る機会を法定研修に盛り込みます。

○ 複雑な介護支援専門員の研修制度について、各自が資格管理できるよう県のホームページ等で情報提供します。

② 主要5事業の取組み(要介護認定の適正化)

現 状

- 2017(H29)年度においては、業務分析データ等の活用による地域の偏り・特性の把握及び事後点検の両方を実施していたのは18保険者でしたが、2019(R1)年度においては、28保険者が両方を実施しており、第7期計画期間中に実施保険者は増加しています。

課 題

- 未実施保険者における実施が困難な理由としては、主に、申請件数の増加と職員のマンパワー不足により対応が追いつかないこと、担当職員の異動等により知識・ノウハウが不足していること等が挙げられます。

施策の推進方向

- 県は、すべての保険者で適正な要介護認定の実施を推進します。
- 県は、保険者における業務分析データ¹の活用等による調査項目データや審査判定データについての特別な傾向(偏り)の確認と、それに基づく特徴と課題の把握の実施や委託等によって行った認定調査結果の事後点検の実施を推進します。また、県は、技術的助言の実施により、保険者の取組みを推進・支援します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019(R1)年度	目標	
		2023(R5)年度	2025(R7)年度
業務分析データの活用等による特徴と課題の把握及び認定調査結果の事後点検の実施保険者数	28保険者	35保険者	35保険者

¹ 厚生労働省 HP「要介護認定適正化事業」より取得可能

《保険者における具体的取組内容》

(1) 趣旨

要介護認定の変更認定及び更新認定に係る認定調査の内容について、保険者職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

(2) 実施方法

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新認定に係る認定調査の結果について、基本調査、特記事項、主治医意見書等関係資料の記載内容を確認します。

(3) 実施の考え方

- 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差、保険者内の合議体間の差、要介護度別の認定率の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、特別な傾向（偏り）を確認し、特徴と課題の把握を行います。
- 本事業を効果的に取り組むためには、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修や情報交換会等を開催することも有効です。

③ 主要5事業の取組み(ケアプランの点検)

現 状

- 2017(H29)年度における実施保険者（下記①②の両方を実施）は18保険者でしたが、2019(R1)年度については27保険者で実施されています。

【調査の内訳】

	項目	実施保険数
①	訪問調査等による点検実施	29保険者
②	地域ケア会議を活用した点検実施	33保険者
③	①及び②のいずれも実施	27保険者

- 未実施保険者における実施できない主な理由が専門的な知識・ノウハウの不足だったことから、県は、ケアプラン点検等に関する研修会を開催するなどし、点検実施の推進を図りました。
- ケアプランの点検（及び住宅改修等の点検）を行う場合、複数のリハビリテーション等専門職を交えて内容を検討することが、サービス受給者にとって真に必要なサービスの確保を期待できる有効な手法と考えられます。そこで、県は、住宅改修等の点検も含め、複数のリハビリテーション等専門職を交えた、自立支援型地域ケア会議を活用したケアプランの点検・検討の普及を図りました。

課題

- 保険者職員のマンパワー不足等により、ケアプラン作成全件数に対する点検実施ケアプラン数の割合は保険者によってばらつきが見られ、その割合を上げることが課題となっています。

施策の推進方向

- 県は、介護給付の適正化事業として自立支援型地域ケア会議とは別に、保険者における事業所を抽出しての訪問調査等によるケアプラン点検の実施を推進します。
- 県は、ケアプラン点検に必要な専門的知識やノウハウ習得のための研修会を開催するとともに、マンパワー不足のために取組みの進んでいない保険者へアドバイザーを派遣します。加えて、技術的助言の実施により、保険者の取組みを推進・支援します。
- 県は、ケアプラン点検におけるICT活用の可能性について検討してまいります。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
ケアプラン点検の実施保険者数 ○ 訪問調査等による点検	29保険者	35保険者	35保険者

《保険者における具体的取組内容》

(1) 趣旨

ケアプランについて、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら介護支援専門員の気づきを促すとともに「受給者の自立に資するケアマネジメント」の実現を目指します。

(2) 実施方法

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は実地による調査を行い、保険者職員が点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確認するとともに、その状態に適合していないサービスについて改善を図ります。

(3) 実施の考え方

- 実施にあたっては、重点項目を設定したり、適正化システム等を活用して対象事業所を絞り込んだりするなど、効率的な実施に努めます。また、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検等も実施することが望ましいと考えられます。
- ケアプランの点検の実施のみにとどまらず、その後の過誤調整やケアプランの改善状況の把握等により、ケアプラン点検の効果を確認することが望ましいと考えられます。
- 地域内の介護支援専門員、あるいは主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体の協力を得て、ケアプランの点検の機会を保険者として設けることも有効です。

④ 主要5事業の取組み(住宅改修等の点検)

現 状

- 2017(H29)年度には全保険者で下記①～④のいずれかが実施されていましたが、2019(R1)年度においては33保険者となっています。

【調査の内訳】

	項目	内容	実施保険数
①	住宅改修	関係書面等による点検実施	21保険者
②	住宅改修	地域ケア会議を活用した点検実施	14保険者
③	福祉用具購入・貸与調査	訪問調査等による点検実施	17保険者
④	福祉用具購入・貸与調査	地域ケア会議を活用した点検実施	21保険者
⑤	①～④のいずれか実施		33保険者

- 住宅改修等の点検（及びケアプランの点検）を行う場合、複数の医療系専門職を交えて内容を検討することが、サービス受給者にとって真に必要とするサービスの確保を期待できる有効な手法と考えられます。そこで、県は、ケアプランの点検も含め、複数のリハビリテーション等専門職を交えた、自立支援型地域ケア会議を活用した住宅改修等の点検・検討の普及を図りました。

課 題

- 保険者職員のマンパワー不足等により、住宅改修の点検における現地確認及び福祉用具購入・貸与の点検における現地確認の実施件数を増やすことが難しい状況となっています。

施策の推進方向

- 県は、保険者における次の点検の実施を推進します。

項目	住宅改修の点検	福祉用具購入・貸与調査
内 容	書面による点検に加え、改修規模が大きいものや写真等では状況がわかりにくい事案について現地確認	訪問調査等（訪問調査、適正化システム出力帳票等を用いての調査等を含む）による点検

- 県は、住宅改修の点検等に関し県内外で先進的に取り組んでいる事例の紹介、専門的知識・ノウハウ習得につながる研修会等を開催するとともに、技術的助言の実施により、保険者の取組みを推進・支援していきます。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
住宅改修の点検の実施保険者数 ○ 書面による点検及び現地確認	21保険者	35保険者	35保険者
福祉用具購入・貸与調査の実施保険者数 ○ 訪問調査等の実施	17保険者	35保険者	35保険者

《保険者における具体的取組内容》

(1) 住宅改修の点検

① 趣旨

保険者が、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の自立に最もふさわしい住宅改修を行います。

② 実施方法

保険者への居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施行後の訪問又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。施工前の点検時には（必要に応じ施工後の点検時においても）、改修費が高額なもの、改修規模が大きく複雑なもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等について、現地確認を含めた点検を実施します。その際、必要に応じて理学療法士等のリハビリテーション等専門職の協力を得て点検することも効果的です。

③ 実施の考え方

- 点検は、住宅改修が受給者の状態と照らして適切・必要なものであるかどうかについて確認することを目的として実施します。
- 点検を委託する場合には、点検担当者が専門的な観点から点検を実施しているかを確認するため、点検担当者の職種（建築士等）を把握するものとします。
- 点検を実施した際は、その結果を把握するとともに、点検を実施したことによる効果を把握することが望ましいと考えられます。

《保険者における具体的取組内容》

(2) 福祉用具購入・貸与調査

① 趣旨

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って福祉用具の必要性や利用等について点検することにより、受給者の自立に最もふさわしい利用を進めます。

② 実施方法

保険者が福祉用具利用者等に対し、訪問調査や適正化システム出力帳票等を用いての調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

③ 実施の考え方

- 調査は、福祉用具利用者の状態と照らして、適切・必要なものであるかを確認することを目的として実施するものとします。その際には、適正化システムにおいて、各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース等を確認するなど、積極的にシステム活用することが効果的です。
- 調査を実施した際は、調査の結果を把握するとともに、調査を実施したことによる効果の実態を把握するものとします。
- 点検を委託する場合には、点検担当者の職種及び人数の実態を把握することが望ましいと考えられます。

⑤ 主要5事業の取組み(縦覧点検・医療情報との突合)

現 状

- 縦覧点検・医療情報との突合については、2015(H27)年度から全保険者で実施しており、2019(R1)年度においても継続して実施されています。
- 縦覧点検・医療情報との突合は、県国保連合会へ委託することにより効率的な実施が図られています。

課 題

- 県国保連合会で実施され、保険者へ送付される縦覧点検結果・突合結果について、同様の過誤調整等が繰り返し発生しないよう、保険者において検証することが必要ですが、保険者職員のマンパワー不足等により十分な確認・検証が行われていない状況です。

施策の推進方向

- 縦覧点検・医療情報との突合は、請求内容の誤りや重複請求を発見し過誤調整を行うなど、介護給付に係る費用適正化の観点から即効的な効果が見込まれるため、今期についても、県は、全

保険者において県国保連合会への委託による実施の継続を促します。

- 県は、技術的助言の実施により、県国保連合会から送付された縦覧点検結果・突合結果についての、保険者における確認・検証について推進します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (H37) 年度
縦覧点検・医療情報との突合実施保険者数	35保険者	35保険者	35保険者

《保険者における具体的取組内容》

(1) 趣旨及び実施方法

① 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

② 医療情報との突合

医療保険担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

(2) 実施の考え方

本事業は費用対効果が最も期待できることから、効率的な実施を図るため、縦覧点検・医療情報との突合は、県国保連合会への委託を継続して実施します。

また、送付された縦覧点検結果・突合結果について、その原因や傾向について検証し、必要に応じ請求事業所等に指導するなどの対応を行います。

⑥ 主要5事業の取組み(介護給付費通知)

現 状

- 2017 (H29) 年度においては10保険者が実施、2019 (R1) 年度には9保険者が実施しています。
- 実施方法については、県国保連合会への委託のほか、保険者の独自システム（税務関係と連動したシステム等）で帳票を出力し、通知している保険者もあります。

課題

- 当該事業については、システム改修等の経費がかかること、効果が見えにくく費用対効果の評価が難しいこと、通知を受け取ったサービス受給者が請求書と誤解するなど混乱を招く場合が多いこと等を理由に、実施に至らない保険者が多い状況です。過去に実施していたものの、実施を中止した保険者もあります。

施策の推進方向

- 保険者から受給者本人・家族に対し、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適正なサービスの受給や請求の実現が期待できることから、県は、各保険者における状況等を考慮しつつ、給付費通知の実施について働きかけを行います。

《保険者における具体的取組内容》

(1) 趣旨

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、介護給付費の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果が期待できます。

(2) 実施方法

保険者は、受給者本人（家族を含む）に対し、介護給付費の給付状況等について通知します。

(3) 実施の考え方

- 通知を行う際、①通知の範囲を効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む工夫、②サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期等、受給者の理解を求めやすい適切な送付時期の工夫、③説明文書やQ&Aの同封、自己点検リストの同封、居宅介護支援事業所の介護支援専門員による説明等、受け取った受給者が通知内容を理解できるようにするための工夫、④ケアプランや提供されているサービスが受給者の状況に照らして妥当か評価するための工夫、⑤事業者や事業者団体への周知等、事業者の協力と理解を求めるための工夫を行い、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討するものとします。
- 介護給付費通知については、県国保連合会への委託も可能であるため、委託による事務の効率化を図り、保険者においては上記のような通知方法の工夫を検討することも考えられます。